

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 電気料金の特別措置について

2020年 4月 3日
愛知電力 株式会社
代表取締役 上本貴雅

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請も踏まえ、以下の通り、特別措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

■参考

経済産業省発表（2020年3月19日）

[「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」](#)

<特別措置の申込方法>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）^{※1}」を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

<特別措置の内容>

○支払期日の1ヵ月延長

2020年3^{※2}・4・5月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を原則として1ヵ月間延長いたします。

※1：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは[こちら](#)(厚生労働省ホームページ)

※2：3月分は、支払い義務発生日が3月19日以降となる方が対象。

本特別措置に関するお問い合わせ先

愛知電力 株式会社

TEL：0586-85-8687

Mail：info@aichi-denryoku.jp